

大館市ケアハウスほうおう、（介護予防）特定施設入居者生活介護事業

◆ 利 用 料 金 表 ◆

令和3年4月1日改訂（第11版）

1. 入居時に必要な料金

入居一時金として以下の料金（敷金）が必要です。  
 なお、敷金は退居時に必要な経費を精算したうえでお返しします。  
 2人居室を2人で使用している場合は、双方が退居したときにお返しします。

【入居一時金】	1人居室	30万円	2人居室	50万円
---------	------	------	------	------

※2人居室を1人で使用する場合は1人居室の料金となります。

2. ケアハウス 一般入居利用料

(1) 1人居室利用料

単位：円

対象収入による 階層区分	利用料金（月 額）						年間納付額
	事務費	生活費	管理費	4～10月	冬季加算額	11～3月	
1 150万円以下	10,000	44,510	20,500	75,010	8,250	83,260	941,370
2 160万円以下	13,000			78,010		86,260	977,370
3 170万円以下	16,000			81,010		89,260	1,013,370
4 180万円以下	19,000			84,010		92,260	1,049,370
5 190万円以下	22,000			87,010		95,260	1,085,370
6 200万円以下	25,000			90,010		98,260	1,121,370
7 210万円以下	30,000			95,010		103,260	1,181,370
8 220万円以下	35,000			100,010		108,260	1,241,370
9 230万円以下	40,000			105,010		113,260	1,301,370
10 240万円以下	45,000			110,010		118,260	1,361,370
11 250万円以下	50,000			115,010		123,260	1,421,370
12 260万円以下	57,000			122,010		130,260	1,505,370
13 260万円超	58,400			123,410		131,660	1,522,170

(2) 2人居室を夫婦で使用する場合（収入は2人の収入の合計額）

対象収入による 階層区分	利用料金（月 額）						年間納付額			
	事務費	生活費	管理費	4～10月	冬季加算額	11～3月				
1 300万円以下	※ 14,000	89,020	41,000	144,020	16,500	160,520	1,810,740			
2 320万円以下	26,000			156,020		172,520	1,954,740			
3 340万円以下	32,000			162,020		178,520	2,026,740			
4 360万円以下	38,000			168,020		184,520	2,098,740			
5 380万円以下	44,000			174,020		190,520	2,170,740			
6 400万円以下	50,000			180,020		196,520	2,242,740			
7 420万円以下	60,000			190,020		206,520	2,362,740			
8 440万円以下	70,000			(44,510		(20,500	200,020	(8,250	216,520	2,482,740
9 460万円以下	80,000			×2人)		×2人)	210,020	×2人)	226,520	2,602,740
10 480万円以下	90,000						220,020		236,520	2,722,740
11 500万円以下	100,000						230,020		246,520	2,842,740
12 520万円以下	114,000						244,020		260,520	3,010,740
13 520万円超	116,800						246,820		263,320	3,044,340

※夫婦で入居される場合の事務費については、夫婦の収入に必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入として積算する。、その額が150万円以下に該当するとき、夫婦それぞれの事務費徴収額は、一覧表の額より30%減額した金額となる。

(3) 2人居室を夫婦以外の2人で使用する場合

(1) の表で各々の対象収入による階層区分毎に積算し、その合計額とする。

(4) 2人居室を1人で使用する場合

対象収入による階層区分		利用料金 (月額、単位：円)					年間納付額	
		事務費	生活費	管理費	4～10月	冬季加算額		
1	150万円以下	10,000	44,510	41,000	95,510	8,250	103,760	1,187,370
2	160万円以下	13,000			98,510		106,760	1,223,370
3	170万円以下	16,000			101,510		109,760	1,259,370
4	180万円以下	19,000			104,510		112,760	1,295,370
5	190万円以下	22,000			107,510		115,760	1,331,370
6	200万円以下	25,000			110,510		118,760	1,367,370
7	210万円以下	30,000			115,510		123,760	1,427,370
8	220万円以下	35,000			120,510		128,760	1,487,370
9	230万円以下	40,000			125,510		133,760	1,547,370
10	240万円以下	45,000			130,510		138,760	1,607,370
11	250万円以下	50,000			135,510		143,760	1,667,370
12	260万円以下	57,000			142,510		150,760	1,751,370
13	260万円超	58,400			143,910		152,160	1,768,170

3. ケアハウス 特定施設入居利用料 (介護サービスを利用される方)

★居室利用料のほかに介護サービス利用料の支払いが必要です。(4. 介護サービス利用料 参照)

(1) 介護サービスを利用する場合の1人居室利用料

対象収入による階層区分		利用料金 (月額、単位：円)					年間納付額	
		事務費	生活費	管理費	4～10月	冬季加算額		
1	150万円以下	10,000	44,510	20,500	75,010	8,250	83,260	941,370
2	160万円以下	13,000			78,010		86,260	977,370
3	170万円以下	16,000			81,010		89,260	1,013,370
4	180万円以下	19,000			84,010		92,260	1,049,370
5	190万円以下	22,000			87,010		95,260	1,085,370
6	200万円以下	25,000			90,010		98,260	1,121,370
7	210万円以下	30,000			95,010		103,260	1,181,370
8	220万円以下	35,000			100,010		108,260	1,241,370
9	220万円超	37,300			102,310		110,560	1,268,970

(2) 2人居室を夫婦で使用し、1人だけ介護サービスを利用する場合の居室利用料

・介護サービスを利用する方は 3.(1) の表で、利用しない方は 2.(1) の表に基づき積算し、その合計額とする。

※ 夫婦で入居される場合の事務費については、夫婦の収入に必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入として積算する。

(3) 2人居室を夫婦で使用し、2人とも介護サービスを利用する場合の居室利用料  
(対象収入は夫婦2人の収入の合計額)

対象収入による階層区分	利用料金 (月 額)						年間納付額
	事務費	生活費	管理費	4~10月	冬季加算額	11~3月	
1 300万円以下	※ 14,000	89,020	41,000	144,020	16,500	160,520	1,810,740
2 320万円以下	26,000			156,020		172,520	1,954,740
3 340万円以下	32,000			162,020		178,520	2,026,740
4 360万円以下	38,000			168,020		184,520	2,098,740
5 380万円以下	44,000			174,020		190,520	2,170,740
6 400万円以下	50,000			180,020		196,520	2,242,740
7 420万円以下	60,000			190,020		206,520	2,362,740
8 440万円以下	70,000			200,020		216,520	2,482,740
9 440万円超	74,600			204,620		221,120	2,537,940

※2.(2)参照

4. 介護サービス利用料 (介護保険料)

(1) 要支援、要介護度別介護利用料 (自己負担分 (1割負担の場合))

※加算については備考欄参照

区分	日額 <sup>Ⓐ</sup>	※加算 <sup>Ⓑ</sup>	※加算 <sup>Ⓒ</sup>	日額計 <sup>Ⓓ</sup> (Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ)	月額 <sup>Ⓔ</sup> (Ⓓ)×30日	月額 <sup>Ⓕ</sup> (Ⓔ)+※加算 <sup>Ⓖ</sup> 30円	※加算 <sup>Ⓖ</sup> (Ⓕ)×0.082	※加算 <sup>Ⓖ</sup> (Ⓕ)×0.018	月額(30日)計 <sup>Ⓖ</sup> (Ⓕ)+(Ⓖ)+(Ⓖ)	年額(凡そ12月) (Ⓖ)×12
要支援1	182	—	18	200	6,000	6,030	494	109	6,633	79,596
要支援2	311	—	18	329	9,870	9,900	812	178	10,890	130,680
要介護1	538	10	18	566	16,980	17,010	1,395	306	18,711	224,532
要介護2	604	10	18	632	18,960	18,990	1,557	342	20,889	250,668
要介護3	674	10	18	702	21,060	21,090	1,729	380	23,199	278,388
要介護4	738	10	18	766	22,980	23,010	1,887	414	25,311	303,732
要介護5	807	10	18	835	25,050	25,080	2,057	451	27,588	331,056

※夜間看護体制加算<sup>Ⓖ</sup> ※サービス体制強化加算<sup>Ⓒ</sup> ※口腔衛生管理体制加算<sup>Ⓖ</sup> ※介護職員処遇改善加算<sup>Ⓖ</sup> ※介護職員等特定処遇改善加算<sup>Ⓖ</sup>

◆ 備 考 ◆

- この表の対象収入とは、前年の収入から税金、社会保険料、医療費等の必要経費を控除したものです。なお、この金額は国が定める基準によるため、年度途中に改定される場合があります。その場合は、改訂月日にさかのぼってご負担願います。
- 入所時の対象収入該当年月は入居時期により異なります。

入居時期	対象収入該当年月
1/1 ~ 6/30	前々年 1/1 ~ 12/31
7/1 ~ 12/31	前年 1/1 ~ 12/31

- 管理費は、20年間分を一括納入できます。(金額は下記参照)

途中で退去された場合は入居期間中の管理費を差し引いてお返しします。

居室区分	管理費一括納入金
1人居室の場合	4,450,000円
2人居室の場合(2人で使用する場合)	(2人分) 8,900,000円
2人居室の場合(1人で使用する場合)	(2人分) 8,900,000円

なお、管理費を一括納入された場合は、毎月の利用料から管理費が控除されます。

4. 生活費で11月から3月までの5ヶ月間は、冬期加算として1人当月額8,250円が追加となります。
5. 居室の電気料金、電話料金等は入居者様の実費負担となります。

電話料金	基本料金 100円 + 通話料金
水道料金	1人居室 一律500円、2人居室 一律800円
電気料金	使用分の料金支払い（個別メーター設置）

6. 月の途中で退居される場合は、その月の事務費、生活費、管理費を日割計算してお返しします。  
 なお、2人居室を2人で使用し、そのうちの1人が月の途中で退居される場合の管理費は、日割り計算で生じたその月の差額分を引き続き使用される方にご負担していただくこととなります。  
 また、翌月からは、利用料金表2.（4）が適用されます。

7. 使用料は、前年の収入に基づき毎年7月に改訂します。

8. 事務費相当分及び生活費相当分の金額は、国の基準改定により変更する場合があります。

9. 介護保険料にかかる加算について

【加算㊸】夜間看護体制加算：夜間も含め緊急時の看護職員への連絡・対応の体制が整備されている場合に認められる加算。

【加算㊹】サービス提供体制強化加算：介護員のうち、介護福祉士の占める割合が5割以上である場合に認められる加算。

【加算㊺】口腔衛生管理体制加算：入所者の口腔ケア・マネジメントに係る技術的な助言や指導を介護職員が受けて、入所者の口腔ケアの質を向上させる体制を整えることにより認められる加算。

【加算㊻】介護職員処遇改善加算：介護職員の処遇改善を行なう為の加算。

【加算㊼】介護職員等特定処遇改善加算：技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的とした加算。

【加算㊽】口腔・栄養スクリーニング加算：技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的とした加算。